一般競争入札による
消防車(ポンプ車)3台
一括売払いのご案内



※イメージです。

問い合わせ先

玉村町役場　環境安全課　消防防災係

電　話:0270(64)7708(直通)

目　　次

１　入札に付する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項・・・・・４

３　契約上の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　入札参加資格の確認等・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　物件の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

６　入札保証金の納付等・・・・・・・・・・・・・・・・・７

７　入札の実施日時及び会場・・・・・・・・・・・・・・・８

８　入札当日に持参するもの・・・・・・・・・・・・・・・８

９　入札方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１０　無効な入札等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１１　落札者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１２　落札結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１３　契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１４　契約保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１５　売買代金の納付方法・・・・・・・・・・・・・・・・９

１６　所有権の移転等・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１８　売買契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１９　様式第１号～様式第６号・・・・・・・・・・・・・・１５

消防車売払い（一般競争入札）のながれ

①入札参加申込

令和８年１１月２日（月）～１１月３０日（月）に申し込みとなります。

申込者の名義でのみ契約締結及び所有権移転をします。

↓

②入札保証金の納付

令和８年１２月４日(金)までに入札保証金(入札金額の５％以上の金額）を町の発行する入札保証金納付書により納めていただきます。

落札者以外の方に納めていただいた入札保証金は、口座振込により返還します。

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

↓

③入札実施

令和８年１２月７日（月）午後２時

町が定めた予定価格（最低売却価格）以上で最高金額の入札者を落札者とします。(ただし、入札保証金について、入札金額の５％以上納めていない場合は、当該入札は無効となります。)

↓

④契約保証金の納付

落札金額の１０％以上の金額を契約締結の前に納めていただきます。なお、契約保証金は売買代金に充当します。

契約締結前に売買代金の全額を納める場合は、契約保証金の納付は必要ありません。

↓

⑤契約締結

令和８年１２月１４日（月）までに契約を締結していただきます。

↓

⑥売買代金納付

令和８年１２月２８日（月）までに納めていただきます。(契約保証金を引いた額)

↓

⑦権利移転及び引渡し

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

一時抹消登録をした状態での引渡しとなりますので、落札者が再登録手続きを行います。登録手続きに必要な書類については、車両の引渡しの際にお渡しいたします。なお、登録に伴う費用は、落札者の負担となります。

消防車（ポンプ車）３台の一括の売払いについて

玉村町では、一般競争入札により下記物件を売払います。（有効な入札をおこなった方の中から、玉村町が定めた入札予定価格（最低売却価格）以上の金額で、最高金額の入札者の方と契約します。）

入札に参加するには事前の申込みが必要です。

※問い合わせ先：玉村町役場　環境安全課　消防防災係（電話 0270-64-7708(直通)）

１　入札に付する事項

（１）売払い物件の規格等

物件１	消防車の規格等		
車名	型式	原動機の型式	初度登録年月
いすゞ	KR-NKR81GN	4HL1	平成 16 年 2 月
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
普通	特種	自家用	消防車
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
8 人	－ kg	3,720 kg	4,160 kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	長さ	幅
4.77Ｌ	軽油	545 cm	188 cm
高さ	前前軸重	後後軸重	
243 cm	1,820 kg	1,900 kg	

物件２	消防車の規格等		
車名	型式	原動機の型式	初度登録年月
いすゞ	PB-NKR81N	4HL1	平成 17 年 2 月
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
普通	特種	自家用	消防車
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
8 人	－ kg	3,960 kg	4,400 kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	長さ	幅
4.77Ｌ	軽油	550 cm	188 cm
高さ	前前軸重	後後軸重	
247 cm	1,710 kg	2,250 kg	

物件３	消防車の規格等		
車名	型式	原動機の型式	初度登録年月
いすゞ	KR-NKR81GN	4HL1	平成 15 年 2 月
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
普通	特種	自家用	消防車
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
8 人	－ kg	3,850 kg	4,290 kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	長さ	幅
4.77Ｌ	軽油	555 cm	188 cm
高さ	前前軸重	後後軸重	
245 cm	1,800 kg	2,050 kg	

（２）価格

入札予定価格（最低売却価格）
３台合計　５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定する者に該当しないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

（４）町税を滞納していないこと。

（５）本入札に関する規定の内容を承諾し、遵守できる者であること。

【地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）（抜粋)】

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（１）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（２）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（１）　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（２）　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（３）　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（４）　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（５）　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（６）　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

（７）　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

３　契約上の条件

以下のとおり契約上の条件を付すので、落札者はこれらの定めを了承のうえ契約を締結してください。

（１）用途の制限

次に該当する用途に使用することを禁じます。また、売却物件の所有権を第三者に移転し、または権利を設定する場合においても、この用途制限を継承させなければなりません。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供すること。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のための用

途に供すること。

ウ　その他町が公序良俗に反すると認める用途に供すること。

（２）違反時の違約金

上記（１）の条件に違反した場合は、違約金として契約金額の３割に相当する額を町に納めていただきます。

（３）調査協力義務

上記（１）の履行を確認するため、町が物件の利用状況について調査を行う際には、落札者に協力していただきます。

４　入札参加資格の確認等

入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、下記（３）に記載の書類を入札参加者の区分に応じて提出（郵送）してください。

（１）申込用紙の配布（様式第１号、第２号、第６号）

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月３０日（月）

①玉村町役場２階　環境安全課消防防災係で配布（土・日曜日及び祝日は除く）

受付時間：９：００～１７：００まで

②玉村町ホームページ(https://www.town.tamamura.lg.jp)よりダウンロード

（２）申込受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月３０日（月）

郵送（簡易書留）または持参により提出　※必着

〒３７０－１１９２　群馬県佐波郡玉村町大字下新田２０１

環境安全課消防防災係あて

（３）提出書類（提出部数各１部）

	提出書類	法人	個人	ぐんま電子入札共同システムの入札資格認定を受けている者
①	入札参加申込書（様式第１号）⑤と同じ印を押すこと	○	○	―
②	誓約書（様式第２号）	○	○	―
③	身分証明書（市町村発行のもの）		○	省略可
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	○		省略可
⑤	印鑑証明書（写し可）	○	○	省略可
⑥	個人情報閲覧同意書（様式第６号）	○	○	―
⑦	売払い物件の利用計画書	○	○	―
⑧	返信用封筒	○	○	―

※③、④、⑤については、発行後３ヶ月以内のものに限ります。

※⑦については、任意の様式とします。

※提出された書類は返却しません。

※落札後の売買契約及び所有権移転は、①入札参加申込書（様式第１号）に申し込みされた方の名義で行います。名義を変更することはできませんのでご注意ください。

※1名の方（法人を含む。）が複数申し込むことはできません。

※法人での申し込みがあった場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）に記載のある個人での申し込みはできません。

（４）（３）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、入札参加受理書（様式１の２）を申請者あてに結果を通知します。なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

５　物件の確認

消防車見学会を実施しますので、見学を希望される入札参加者は、環境安全課消防防災係までご連絡をお願いします。その際に、消防車見学会の日程を調整させていただきます。なお、現状有姿にて引き渡しとなります。

６　入札保証金の納付等

（１）入札保証金の納付

①　入札参加者は、令和８年１２月４日（金）までに、入札保証金（入札金額の５％以上の金額）を玉村町の発行する入札保証金納付書により納付していただきます。

なお、納付先金融機関等については、下記のとおりです。

・（株）群馬銀行
・（株）東和銀行
・桐生信用金庫
・高崎信用金庫
・ＪＡ佐波伊勢崎農協
・アイオー信用金庫
・ぐんまみらい信用組合
・中央労働金庫
・ＪＡ高崎市農協
・しののめ信用金庫
・玉村町役場会計課

入札当日、現金等による入札保証金の追加はできません。

※　入札の結果、落札しても、入札保証金が入札金額の５％未満だった場合は、落札は無効となりますので、ご注意ください。

※　落札者が町の指定した期間内に売買契約を締結しないとき（契約書が提出されない場合を含む）は、入札保証金は玉村町に帰属されます。

（２）入札保証金の返還

①　落札できなかった方等が納めた入札保証金については、入札保証金返還請求書（様式４号）に記載された口座に、入札日の約１か月後までに振込みにより返還します。

② 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

③ 入札保証金には利息を付しません。

７ 入札の実施日時及び会場

（１）入札及び開札日時　　令和８年１２月７日（月）１４時００分

（２）入札及び開札会場　　玉村町役場　３階　西会議室

８ 入札当日に持参するもの

（１）様式第１号の２「入札参加申込書受理書」

（２）様式第３号「入札保証金領収証書」

（３）様式第４号「入札保証金返還請求書」

（４）様式第５号「入札書」

（５）「委任状」※当日、代理の方が入札に参加する場合は、必要となります。なお、様式は任意とします。

９ 入札方法等

（１）入札書に記載する金額

消防車の買取希望価格を記載し、町が定めた最低売却価格以上の金額としてください。

３台一括の買受希望価格（総額）を記載してください。

（２）再度入札

再度入札は行いません。

（３）その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

③入札に参加する者が１者であっても入札を執行します。

１０ 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札に参加する資格のない者が行った入札

② 同一の入札において同一人が行った２つ以上の入札（代理の場合も含む）

③ 不正行為による入札

④ 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札書で行われた入札

⑤ 記名押印（実印）を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑥ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑦ 最低売却価格未満の額での入札

⑧ ７（１）に記載の時刻を過ぎて到着した入札書による入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

１１　落札者の決定方法

（１）町が定めた最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

（２）落札者となるべき者が２者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

１２　落札結果の公表

落札結果は、落札者決定後、町のホームページにて公表します。

１３　契約

（１）「売買契約書（案)」のとおりとします。

（２）落札者は令和８年１２月１４日（月）までに、契約書に記名、押印、収入印紙貼付（１部のみ）のうえ環境安全課消防防災係に提出してください。

（３）落札者が契約を締結しない場合（１３（２）の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。

（４）契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

（５）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

（６）契約の締結は、４（３）①入札参加申込書（様式第１号）に記載された名義で行います。

１４　契約保証金

（１）落札者は、契約締結の前に、契約金額の１０％以上の金額を契約保証金として町が発行する納入通知書により納めなければなりません。ただし、契約締結の前に、売買代金の全額を支払う場合は、納める必要はありません。

（２）落札者が納めた入札保証金は、契約保証金に充当します。

１５　売買代金の納付方法

（１）売買代金の納付は、次のいずれかの方法となりますので落札後に申し出てください。

①契約の締結までに、売買代金の全額を納める方法

入札時に納められた入札保証金は、売買代金の一部に充て、売買代金との差額を納めていただきます。

②契約保証金を納め、その後、売買代金を納める方法

売買契約の締結（令和８年１２月１４日（月）期限）までに契約保証金（入札保証金を充当した残金）を納め、同月２８日（月）までに売買代金と契約保証金との差額を納めていただきます。

（２）（１）のいずれの方法による場合も、町が発行する納入通知書により納めていただきます。

（３）売買代金の分割納付はできません。

（４）（１）②の方法を選択したときは、期限までに売買代金が納められない場合、当該落札は無効となり、既納の契約保証金は違約金として町に帰属することとなりますので十分ご注意ください。

１６　所有権の移転等

（１）売払物件の所有権は、落札者が売買代金を全額納めたときに移転します。

（２）所有権移転の手続きは、売買代金が納められたことを確認後に落札者が行います。

（３）所有権移転に必要な諸費用は、落札者の負担となります。

（４）売払物件は、現状有姿にて引き渡します。

（５）売払物件の搬出は落札者にて行い、搬出に要する費用も落札者の負担となります。

１７　その他

（１）本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、施行令、玉村町財務規則（平成１２年規則第７号）の定めるところにより処理します。

売買契約書

売払人玉村町（以下「甲」という）と、買受人（買受人名を記載）（以下「乙」。という）とは、次の条項により、物件の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買する物件の表示）

第２条　甲が乙に売り渡す物件は、次のとおりとする。

【物件１消防車（ポンプ車)】

車名	いすゞ	型式	KR-NKR81GN
原動機の型式	4HL1	初度登録年月	平成 16 年 2 月
自動車の種別	普通	用途	特種
自家用・事業用の別	自家用	車体の形状	消防車
乗車定員	8 人	最大積載量	－ kg
車両重量	3,720 kg	車両総重量	4,160 kg
総排気量又は定格出力	4.77Ｌ	燃料の種別	軽油
長さ	545 cm	幅	188 cm
高さ	243 cm	前前軸重	1,820 kg
後後軸重	1,900 kg		

【物件２消防車（ポンプ車)】

車名	いすゞ	型式	PB-NKR81N
原動機の型式	4HL1	初度登録年月	平成 17 年 2 月
自動車の種別	普通	用途	特種
自家用・事業用の別	自家用	車体の形状	消防車
乗車定員	8 人	最大積載量	－ kg
車両重量	3,960 kg	車両総重量	4,400 kg
総排気量又は定格出力	4.77Ｌ	燃料の種別	軽油
長さ	555 cm	幅	188 cm
高さ	247 cm	前前軸重	1,710 kg
後後軸重	2,250 kg		

【物件３消防車（ポンプ車)】

車名	いすゞ	型式	KR-NKR81GN
原動機の型式	4HL1	初度登録年月	平成 15 年 2 月
自動車の種別	普通	用途	特種

自家用・事業用の別	自家用	車体の形状	消防車
乗車定員	8 人	最大積載量	－ kg
車両重量	3,850 kg	車両総重量	4,290 kg
総排気量又は定格出力	4.77Ｌ	燃料の種別	軽油
長さ	555 cm	幅	188 cm
高さ	245 cm	前前軸重	1,800 kg
後後軸重	2,050 kg		

２　乙は、玉村町消防団で使用していた物件ということを納得のうえ、買い受けるものとする。

（売買代金）

第３条　売買する物件の代金は、次のとおりとする。

金（　落　札　金　額　）円

（契約保証金）

第４条　乙は、契約保証金を納付してから売買代金を納付する場合は、契約保証金として金（落札金額の１００分の１０以上）円を、この契約締結までに甲が発行する納付書により玉村町指定金融機関等において納付しなければならない。

２　納付済の入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

３　契約保証金には、利子を付さないものとする。

４　契約保証金は、第１７条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

５　乙が第６条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は玉村町に帰属する。

（契約の費用）

第５条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（売買代金の納入）

第６条　《　乙が売買代金を一括して納入する場合　》

売買代金の納入期限は、令和８年１２月１４日とする。

《　乙が契約保証金を納付した場合　》

売買代金の納入期限は、令和８年１２月２８日とする。この場合において、契約保証金は売買代金に充当する。

２　売買代金の納付は、甲が発行する納入通知書により玉村町指定金融機関等において納付しなければならない。

３　売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

（所有権の移転）

第７条　売買する物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（所有権移転手続き等）

第８条　乙は、所有権の移転に係る名義変更の手続を行い、所有権移転後１か月以内に、変更したことが確認できる書類を甲に提出しなければならない。

（物件の引渡し）

第９条　所有権移転後、甲は当該物件を現状有姿で乙に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第１０条　乙は、本契約締結後、売買した物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものを発見しても修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

（危険負担）

第１１条　乙は、契約締結後引渡しまでの間に、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（用途の制限）

第１２条　乙は、当該物件を次の各号の用途に供してはならない。

（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に供すること。

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のための用途に供すること。

２　乙は、売買物件につき第三者に対して所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定しようとするときは、前項に定める義務を書面によって継承させなければならず、当該第三者に対して前項に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

（違約金）

第１３条　乙は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の３割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　違約金は、第１７条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（実施調査等）

第１４条　甲は、指定期間中、随時に乙の売買物件の使用状況等について実施調査をし、又は報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（返還金）

第１６条　甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還しないものとする。

２　甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に投じた必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（損害賠償）

第１７条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（協議）

第１８条　この契約に定めていない事項又はこの契約に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（管轄裁判所）

第１９条　本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約を締結した証として、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　所　　佐波郡玉村町大字下新田２０１番地

氏　名　　玉村町長　　石　川　眞　男

乙　　住　所

氏　名